

特定医療費(指定難病)医療費助成における自己負担上限額(月額)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合2割(1割の方はそのまま)		
			自己負担上限月額 (外来＋入院＋薬代＋訪問看護等)		
			一般	※1 高額 かつ長期	※2 人工呼吸器 装着等患者
生活保護	—		0円		0円
低所得Ⅰ	市町村民 税非課税	本人年収～82万6,500円	2,500円		1,000円
低所得Ⅱ		本人年収82万6,500円超～	5,000円		
一般所得Ⅰ	市町村民税(所得割額) (均等割)課税以上7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税(所得割額) 7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税(所得割額) 25.1万円以上		30,000円	20,000円	
入院中の食事代			全額自己負担		

※1…月ごとの指定難病にかかる医療費の総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方。

※2…人工呼吸器その他の生命の維持に必要な装置を装着していることにより特別の配慮を必要とする方。